

## 1. 政策名

金融再生法と預金保険法の適切な運用

## 2. 政策の目標

(目標)

金融機能の安定及びその再生並びに預金者等の保護等を図るため、金融再生法及び預金保険法に基づく金融機関の破綻処理等を行う。

(業績指標) 破綻処理等の実施状況

(説明)

金融機関が破綻したとき、金融庁長官は法令に従い金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分(以下、「管理を命ずる処分」といいます)を行うことができます(以下、この管理を命ずる処分を受けた状態の金融機関を「被管理金融機関」といいます)。

破綻処理の方法には、破綻金融機関の一定の金融機能を維持できるように、その営業を付保預金<sup>1</sup>と共に他の健全な金融機関に譲渡するなどして、その際必要な資金を預金保険機構が援助する方式と、預金者に直接保険金を支払い、破綻金融機関の金融機能を停止し精算する保険金支払方式の2つがあります。

この点に関しては、平成11年12月の金融審議会答申に示されているように、「破綻金融機関の有していた決済や融資等の金融機能を維持するなど破綻に伴う混乱を最小限に止めることが重要」であり、かつ、「預金者の損失及び預金保険の負担を最小限に止めることが重要」であることから、破綻金融機関の営業等を救済金融機関に譲渡するなどの方式により、適時・適切な破綻処理を行うことが必要です。

救済金融機関への譲渡などの方式においては、金融整理管財人は、被管理金融機関の業務の暫定的な維持・継続を行いつつ、救済金融機関への事業譲渡作業等を行います。

## 3. 現状分析及び外部要因

我が国の経済情勢を見ると、実体経済や株式市況の低迷、地価や物価の下落など、厳しい状況にあります。(【資料1-1-1 株式市況の動向】を参照。)こうしたマクロ経済の停滞は、我が国の金融機関の収益や自己資本等へマイナスの影響を与えるものと

<sup>1</sup> 預金保険の対象とされる預金等。

考えます。

## 4．事務運営についての報告及び評価

### (1) 事務運営についての報告

平成 13 事務年度における本政策目標に関する事務運営の状況は以下のとおりです。

平成 13 事務年度は、預金保険法に基づき、2 銀行、13 信用金庫、32 信用組合の計 47 の金融機関に対して管理を命ずる処分を行いました。

破綻金融機関については、救済金融機関等へ事業譲渡等を行う際に預金保険機構から救済金融機関等に対して資金援助が行われます。この枠組みの下で、破綻金融機関の預金、インターバンク取引等の負債は保護され、支障なく支払われるとともに、善意かつ健全な借り手への融資も継続されることとなります。

その際、金融整理管財人に対して、業務の暫定的な維持・継続等を求めるとともに、破綻金融機関の分割譲渡を含む救済金融機関の早期確保を要請しました。また、破綻処理の過程でもっとも長い時間を必要とする資産調査作業を迅速化するために、預金保険機構の指導・助言のもと、金融整理管財人において、監査法人の協力体制の確保、担保調査における外部専門家の活用、RCCによる資産査定の前倒しなどを行いました。

### (2) 評価

破綻した 47 の金融機関については、金融整理管財人の管理の下で、上記の枠組みにより金融仲介機能の維持及び預金者等の保護が図られています。

その際、47 の破綻金融機関のうち、44 機関について、平成 14 年 9 月 30 日までに救済金融機関に事業譲渡が行われました。また、これらの金融機関について、管理を命ずる処分が行われた日から事業譲渡等がなされるまでの平均日数は 179.0 日<sup>2</sup>でした<sup>3</sup>。

以上のように、破綻処理に際して迅速・円滑な事業譲渡が行われているものと考えます。

## 5．今後の課題

金融機関の破綻処理等に関しては、これまでも迅速・円滑な事業譲渡等を行っていますが、平成 14 年 4 月 1 日以降、流動性預金を除く預金等全額保護の特例措置が終了した

---

<sup>2</sup> 前事務年度（平成 12 年 7 月 1 日から平成 13 年 6 月 30 日まで）に破綻を公表した 32 金融機関のうち、すでに事業譲渡等がなされている 28 金融機関について管理を命ずる処分が行われた日から、事業譲渡等がなされるまでの平均日数は、385.5 日でした。

<sup>3</sup> ただし、事業譲渡等がなされるまでの日数は、金融機関の規模等により異なりうることに留意する必要があります。

ことから、破綻処理等の一層の迅速化が必要です。

そのため、預金保険機構、整理回収機構、裁判所等の諸機関との緊密な連携に努めてまいります。

## **6．当該政策に係る端的な結論**

前述4.(2)のとおり政策の達成に向けて成果が上がっており、今後も引き続き破綻処理を適切に行ってまいります。平成14年4月1日以降、流動性預金を除く預金等全額保護の特例措置が終了したことを踏まえ、取組みの一層の充実や改善等に努めてまいります。

## **7．学識経験を有する者の知見の活用**

政策評価に関する有識者会議。

なお、破綻処理が最小の費用で行われているかといった効率性の観点からの評価も必要との意見もありました。

## **8．注記（政策効果の把握方法又は使用資料等）**

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、金融機関の破綻処理等の実施状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 金融機関の破綻処理の実施状況
- ・ 預金保険機構の公的資金の使用状況

## **9．担当部局**

監督局総務課金融危機対応室